

第7章 廃棄物処理

1. ごみ処理の状況

本市では平成13年4月から有料指定袋制度を導入し、燃えるごみ、燃えないごみを市の指定袋で収集を行っています。

指定袋は、市が販売を許可した指定小売店（スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストア等）市内76店舗（平成29年3月現在）にて販売しています。

(1) ごみの収集

・燃えるごみ

各地区の可燃物置場に出されたごみを週2回収集しています。

・燃えないごみ

各地区の不燃物置場に出されたごみを月1回収集しています。

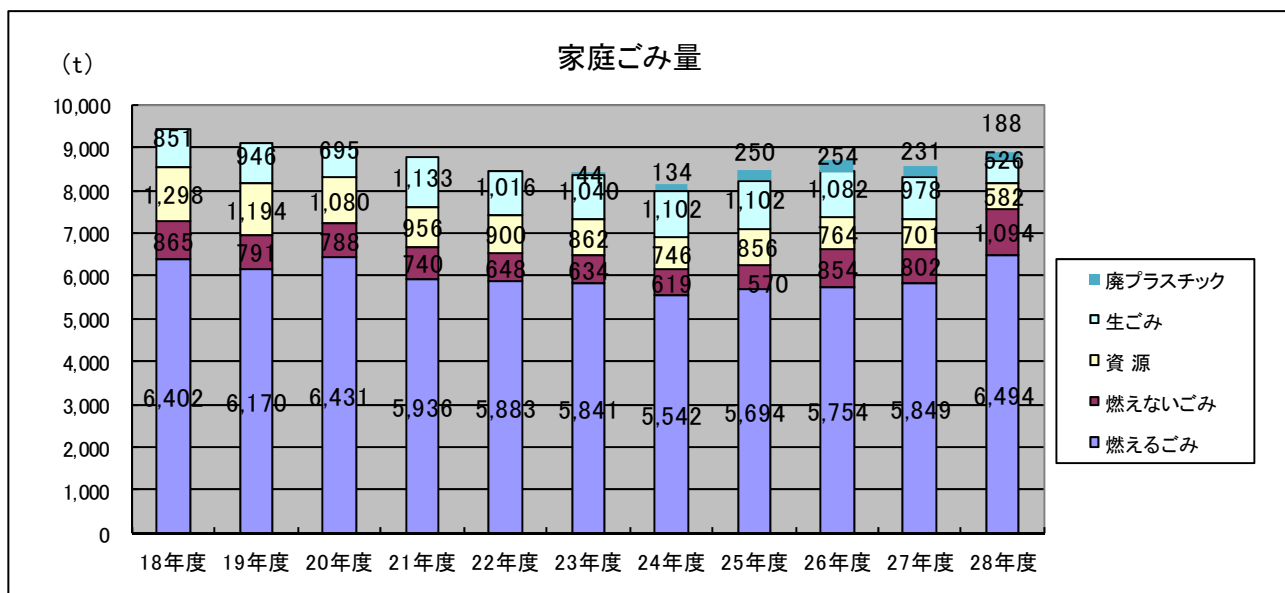
(2) 有料指定袋の種類と販売価格

(平成29年3月現在)

	1枚当たり	1ロール(10枚巻)	販売開始時期
可燃用大袋(45ℓ)	35円	350円	平成14年4月
可燃用中袋(35ℓ)	20円	200円	平成13年4月
可燃用小袋(25ℓ)	15円	150円	平成13年4月
不燃用大袋(35ℓ)	20円	200円	平成13年4月
粗大ごみ処理券	100円	500円(5枚)	平成13年4月

(3) 家庭ごみ量の経年推移

本市では、平成15年度からリサイクルを目的とした生ごみの分別収集を始めました。また、廃プラスチックの分別収集を平成24年4月から開始しています。燃えるごみの排出量について、平成18年度の6,402tと比較すると、平成27年度では5,849tと約500t減らすことができましたが、平成28年度は熊本地震の影響により、6,494tと増加しました。



資料：宇土市環境交通課

(4) 搬入ごみ処理手数料

搬入ごみ処理手数料金
重量10kg 当たり150円

処理施設 宇土清掃センター 所在地：熊本県宇土市松山町3386番地

ごみ焼却処理施設

処理方式：旋回流型流動床式焼却炉

処理能力：52t/日（26t/8H×2炉）

なお、(有)緒方清掃では、燃えないごみのみの受け入れを行いました。

2. 資源ごみの分別収集

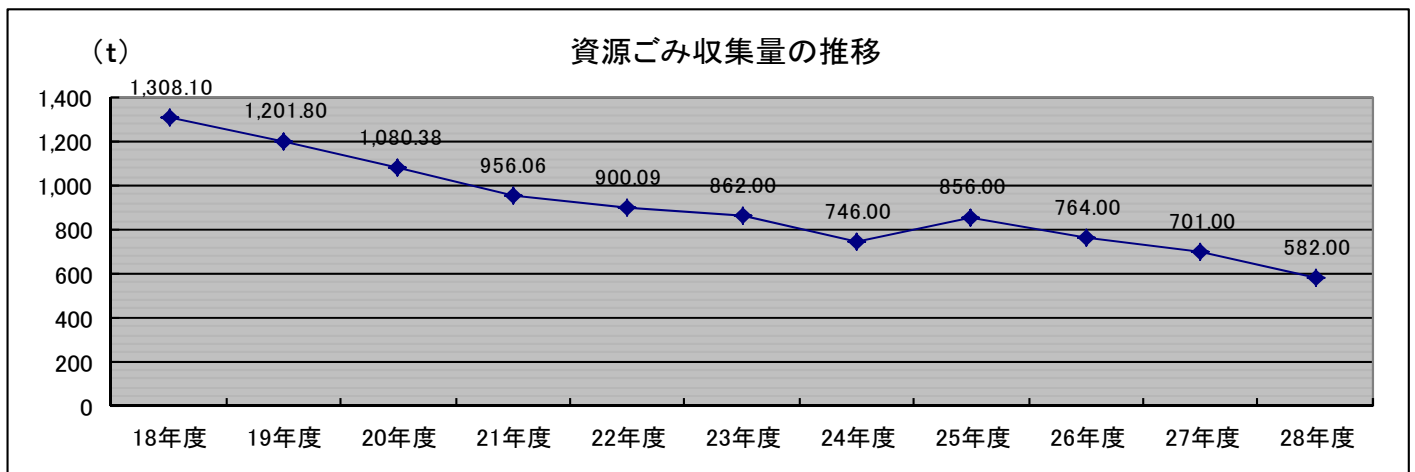
資源ごみの分別収集は、ごみの再資源化を目的として、平成10年1月より6品目から開始し、平成12年4月からは13品目に増やし、現在は廃食用油等を追加して15品目の分別収集を行っています。また、「資源ごみの日」の収集はステーション方式で、月に1回収集を実施しています。

(1) 資源ごみの収集品目

分別品目	収集容器等	分別品目	収集容器等
①新聞紙	青コンテナ	⑨その他の色びん	青コンテナ
②雑誌・紙箱類		⑩生きびん	
③段ボール		⑪ペットボトル	回収ボックス
④布類		⑫紙パック	拠点回収
⑤アルミ缶	⑬蛍光管類・乾電池・水銀体温計・血圧計		
⑥スチール缶	⑭インカートリッジ		
⑦透明びん	⑮廃食用油		
⑧茶色びん	青コンテナ		

(2) 資源ごみ収集量の推移

資源回収量は平成18年度をピークに減少してきましたが、平成25年度において7年ぶりに増加に転じました。平成28年度は熊本地震の影響により、大幅に減少しています。



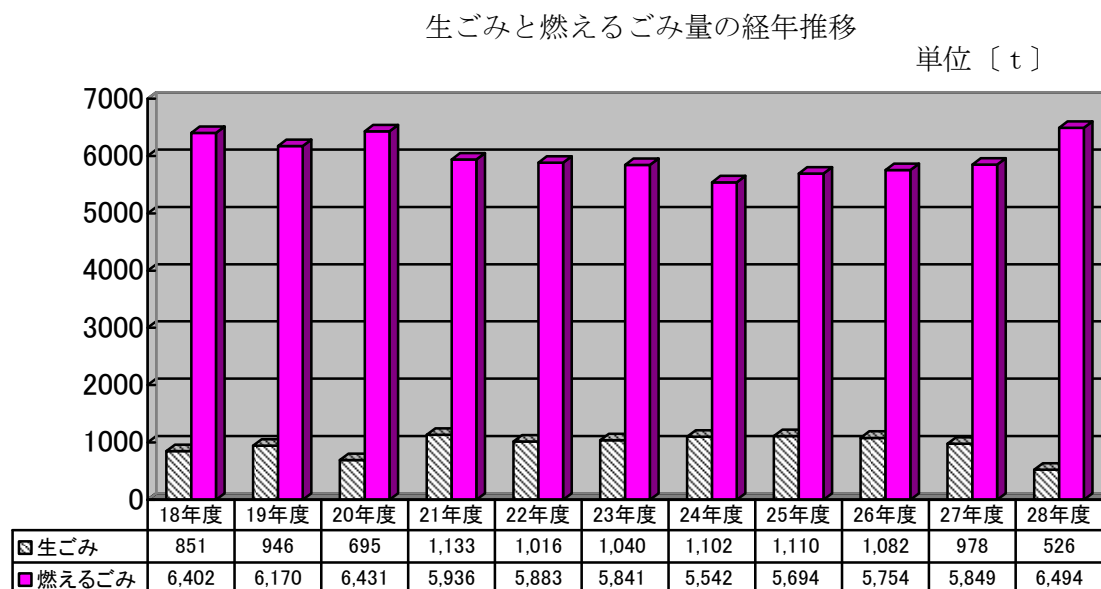
資料：宇土市環境交通課

3. 生ごみの分別収集

本市では平成15年4月から生ごみの分別収集を開始しました。

生ごみは、燃えるごみと同じ日（週2回）に各地区へ設置した専用バケツで収集し、バイオプラザおきしん（熊本市）にてたい肥化しています。

（1）生ごみと燃えるごみ量の経年推移



資料：宇土市環境交通課

（2）生ごみの分別収集による効果

① 燃えるごみの減量化の推進

生ごみを分別収集することにより、実施前（平成14年度：8,987t）と比較して「燃えるごみ」の量が約35%減少しました。

② 有機資源の有効利用

焼却処分されていた生ごみを分別収集し、たい肥化することにより、有機資源として有効利用されています。

③ ゴミ集積場の美観の確保

生ごみを分別収集したことにより、カラスや猫によるごみの散乱を防止でき、美観の確保につながっています。

④ 最終処分場の延命化

焼却処分されていた生ごみを分別収集することにより、焼却灰の削減、ひいては最終処分場の延命化につながります。

4. 廃プラスチックの分別収集

本市では、平成24年4月から廃プラスチックの分別収集を開始しました。

毎週水曜日に、各地区の燃えるごみ置場に排出された廃プラスチックを、収集業者が中間処理業者に運びます。中間処理後、エコポート九州に運搬されます。

エコポート九州では、運搬された廃プラスチックを固形燃料やプラスチックマテリアル等にリサイクルしています。平成28年度のリサイクル量は188トンとなっています。

5. 収集運搬許可業者・処分許可業者一覧

(1) 収集運搬許可業者一覧

番 号	社 名	代表者	廃棄物の種類
1	(有)宇土環境	安達英知	し尿及び浄化槽汚泥 事業系一般廃棄物
2	(有)江口衛生社	本田勝雄	し尿及び浄化槽汚泥 事業系一般廃棄物
3	(有)緒方清掃	緒方郁夫	事業系一般廃棄物
4	(有)タケシタ	竹下康信	事業系一般廃棄物
5	(株)オカムラ	岡村健志	事業系一般廃棄物
6	(有)肥後環境サービス	林田末雄	事業系一般廃棄物
7	(株)西原商店	西原茂雄	事業系一般廃棄物
8	(有)熊本クリーンサービス	柴田真美	事業系一般廃棄物
9	(株)松清	上野省三	事業系一般廃棄物
10	(社)宇土市シルバー人材センター	池田信夫	事業系一般廃棄物, 剪定くず, 草屑
11	(有)永野商店	永野順也	事業系一般廃棄物
12	(株)カネムラエコワークス	金村康平	事業系一般廃棄物
13	金岡商店(株)	金岡慶大	事業系一般廃棄物
14	(株)津田	津田昭彦	事業系一般廃棄物

資料：宇土市環境交通課

(2) 処分許可業者一覧

番号	社 名	代 表	処理の 種 類	処理対象物
1	(有)緒方清掃	緒方郁夫	選別 圧縮	廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず, がれき類, 金属くず, ゴムくず, 木くず, 紙くず, 繊維くず, 廃油, 廃バッテリー
2	(株)カネムラエコワークス	金村康平	切断 圧縮 破砕	廃プラスチック類, ガラスくず, 陶磁器くず, ゴムくず, 木くず, 金属くず, 紙くず
			焼却	廃プラスチック類, ガラスくず, 陶磁器くず, ゴムくず, 木くず焼却灰
3	(有)熊本クリーンサービス	柴田真美	破砕	木くず, 草
4	熊本宇城農業協同組合 宇土健康土づくりセンター	堀幹男	堆肥化	野菜くず, 生ごみ

6. し尿処理の状況

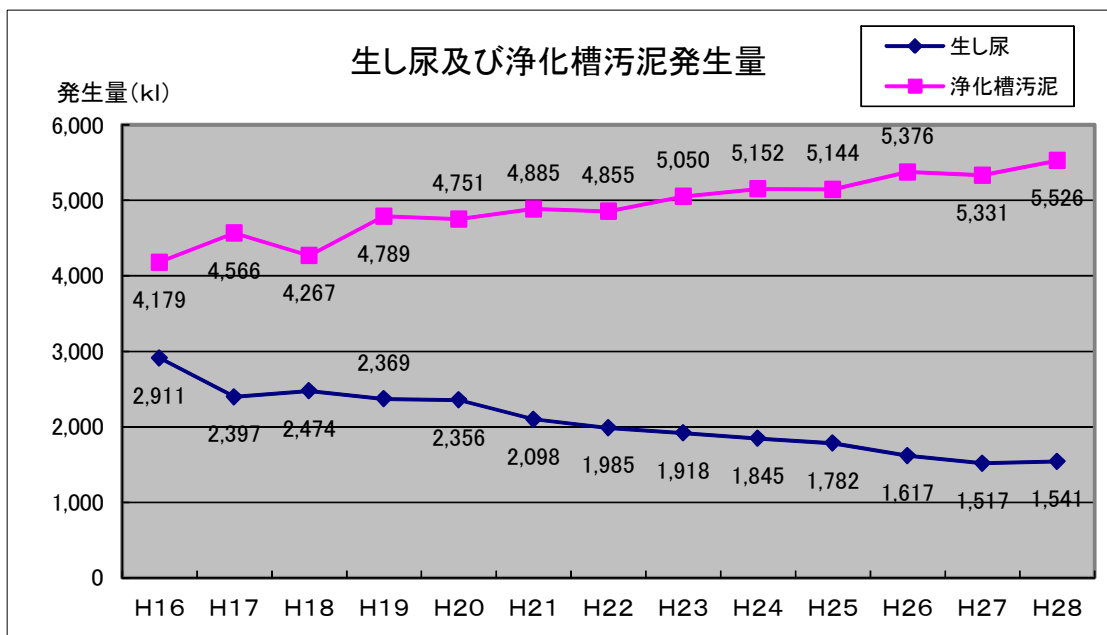
(1) し尿処理施設

宇城広域連合浄化センターは、昭和40年度に建設された計画処理量45kℓ/日（嫌気性消化）のし尿処理施設で昭和41年度に稼動を開始しました。その後、人口の増加や収集量の増加及び排出規制の強化等に対応するため昭和46年度に100kℓ/日（嫌気性消化）、昭和55年度に55kℓ/日（好気性消化）の増改造や、平成9年度に凝集沈殿処理設備の新設を行い、計画処理量200kℓ/日の施設として現在に至っています。

当該施設の宇土市における処理量は平成28年度実績で、し尿1,541kℓ、浄化槽汚泥5,526kℓ、全体で7,067kℓとなっており、下水道及び浄化槽の普及に伴い、生し尿の量は減少傾向にあります。

生し尿、浄化槽汚泥の処理により発生する汚泥は脱水・乾燥後に農地還元を行っています。

●生し尿、浄化槽汚泥等の発生量及び処理量の経年変化



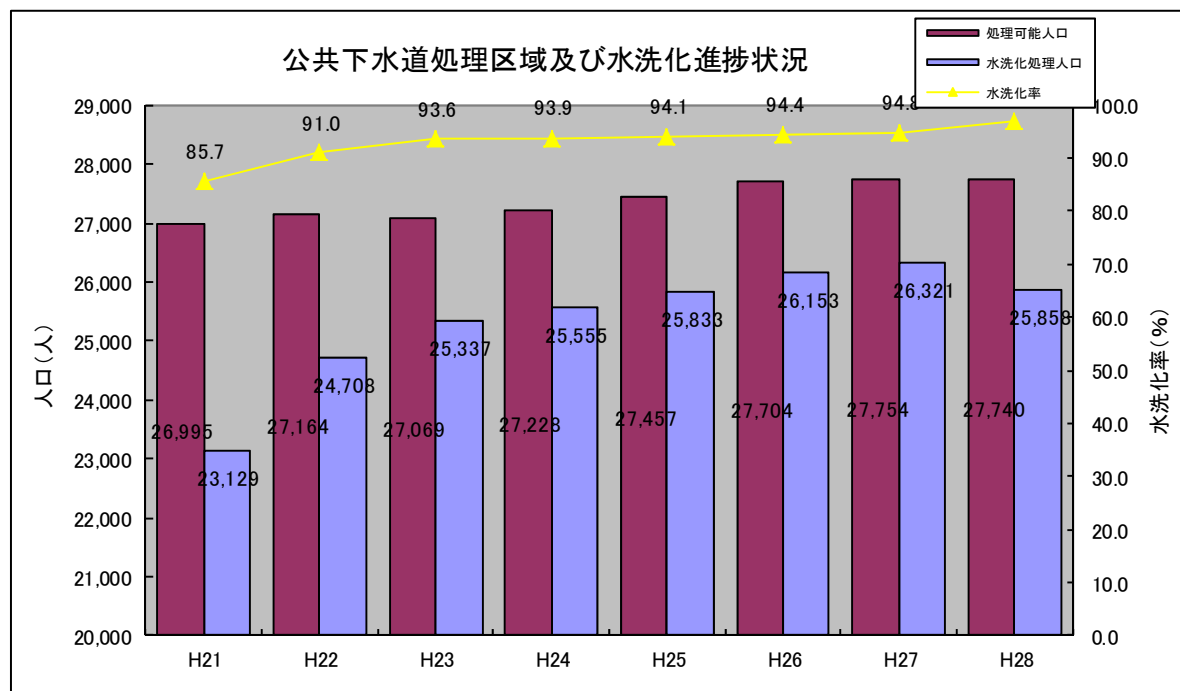
資料：宇土市環境交通課

(2) 公共下水道

宇土市の公共下水道は全体計画及び認可計画に基づき、計画区域内の下水道整備を行っています。

		全体計画	認可計画
下水道目標年次		平成42年	平成33年3月31日
排除方式		分流式	分流式
処理区域面積 (ha)		1,039	960
処理人口 (人)		28,300	28,100
終末処理場	処理方式	循環式硝化脱窒法等 +凝集剤添加	循環式硝化脱窒法等 +凝集剤添加
	敷地面積 (㎡)	52,860	52,860
	処理能力 (㎥/日)	19,200	19,200
	放流水質BOD (mg/l)	15	15
	放流水質SS (mg/l)	7.8	7.8

また、平成28年度末の整備状況としては下水道処理可能人口27,740人、水洗化処理人口25,858人及び水洗化普及率(処理可能世帯数/区域内世帯数)97.1%となっています。



資料：宇土市上下水道課

(3) 漁業集落排水施設

宇土市では、平成12年度から戸口地区及び辺田目地区において、漁業集落排水施設整備事業を行っており、本地区の基幹産業である漁業振興を図るため、集落内のし尿や生活排水などの汚水を収集・処理する汚水処理施設を整備しています。平成28年度末の整備状況は整備人口699人、漁業集落排水区域内の普及率は69.9%となっています。

①事業概要

ア 管路 L=5,230m

イ 処理場 1箇所

- ・計画処理人口 930人
- ・計画1日最大汚水量 307 m³/日
- ・計画1日平均汚水量 252 m³/日
- ・供用開始日 平成21年4月1日

ウ 流入水質及び放流水質

流入水質		放流水質基準	
COD	100 mg/L	COD	20 mg/L
SS	200 mg/L	SS	15 mg/L

(4) 浄化槽

①宇土市浄化槽設置事業補助金交付制度

宇土市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため「宇土市浄化槽設置事業補助金交付要綱」に基づき、浄化槽設置整備に対し、昭和63年度から補助金を交付しています。

平成12年の浄化槽法の改正（平成13年施行）により、単独浄化槽の設置が原則禁止となっています。また、単独浄化槽の使用者は合併浄化槽への転換に努めなければならないとされています。しかしながら、市内にはまだ多くの単独浄化槽が設置されています。

水質汚濁の要因としては未処理の生活雑排水の排水が挙げられますが、単独浄化槽はトイレの汚水だけを処理し、風呂や台所などの生活雑排水は未処理のまま中小水路に流されるため、合併浄化槽への転換を推進していく必要があります。宇土市では平成24年度から単独浄化槽を合併浄化槽へ転換する場合、単独浄化槽の撤去に対して補助金を支給していましたが、平成26年度からは、さらに合併浄化槽への転換を促すために既存の単独浄化槽又はくみ取り便所から浄化槽に転換する場合は、撤去費用や消毒などの費用に対する補助金を設置費と別に下記表を限度額として支給しています。

②補助金の限度額

・設置費

設置する人槽により補助限度額が定められています。

(合併浄化槽の設置にかかる費用)

人槽区分	補助限度額	人槽算定の基準
5人槽	332,000円	延べ床面積130平方メートル以下
7人槽	414,000円	延べ床面積130平方メートル超え
10人槽	548,000円	延べ床面積130平方メートル超えかつ台所、お風呂が2か所以上

・転換（撤去費や撤去前の清掃，消毒費用に対する補助）

転換前施設	転換後の人槽区分	補助限度額
単独浄化槽	5人槽	256,000円
	7人槽	297,000円
	10人槽	364,000円
くみ取便所	5人槽	166,000円
	7人槽	207,000円
	10人槽	274,000円

③実績状況（補助金額，補助設置基数）

平成28年度の浄化槽設置における国，県からの補助金額及び設置基数については下記のとおりです。

ア 浄化槽補助金調

（単位：円）

年 度	歳入（国）	歳入（県）	歳出（市）
平成23年度	5,774,000	3,774,000	11,324,000
平成24年度	6,576,000	10,476,000	30,075,000
平成25年度	10,371,000	8,277,000	24,162,000
平成26年度	9,753,000	7,227,000	20,589,000
平成27年度	0（基金からの繰入）	4,900,000	14,842,000
平成28年度	7,432,000	3,910,000	11,716,000

資料：宇土市環境交通課

※歳入（国）は設置費に対する補助（交付金）

歳入（県）は設置費補助＋単独槽及び汲み取り便所からの転換に対する補助（補助金）

イ 浄化槽設置基数（補助金申請分）

（単位：基数）

人槽	5	7	10	計
平成23年度 設置基数	15	14	1	30
平成24年度 設置基数	30	35	2	65
平成25年度 設置基数	15	31	2	48
平成26年度 設置基数	25	17	0	42
平成27年度 設置基数	17	14	1	32
平成28年度 設置基数	17	10	2	29

資料：宇土市環境交通課

④清掃業許可業者一覧

業 者 名	住 所	電 話 番 号
有限会社 宇土環境	熊本県宇土市新松原町213	(0964) 22-5493
有限会社 江口衛生社	熊本県宇土市松原町391	(0964) 22-0389